錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務仕様書

1 警備業務期間及び時間並びに警備員人員等 令和3年7月20日(火)から令和3年9月1日(水)(43日間) 上記期間の午後5時から翌日午前8時まで(15時間) 常駐警備員は1名とする。

2 警備対象と警備範囲

(1) 警備対象

鹿児島市平川町1818番地 錦江湾公園キャンプ場

(2) 警備範囲

警備範囲は、警備対象全ての設備及び敷地とする。

3 警備方針

警備範囲内における火災、盗難、その他事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は迅速かつ的確に処置するとともに、損害を最小限にし、万全の警備を期し、キャンプ場の円滑なる運営に寄与する。

4 警備内容

警備についての業務は、次のとおりとする。

- (1) 盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
- (2) 不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
- (3) 各出入口、管理棟並びに倉庫、蒔保管庫、便所、テント、水銀灯、放送設備、広場、 駐車場、水道、各消火設備、貯水槽設備等の異常の有無の確認
- (4) 火災発見と初期消火
- (5) 事故発生時における消防署、警察署並びに公益財団法人鹿児島市公園公社の関係者 への通報連絡
- (6) 定時巡回(4回) 18時、21時、23時、6時
- (7) 以上のほか、公益財団法人鹿児島市公園公社が指示する事項

5 警備方法

原則として徒歩で行う。

6 業務実施要領

別紙の警備業務実施要領による。

錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務実施要領

1 警備対象と範囲

(1) 警備対象

鹿児島市平川町1818番地 錦江湾公園キャンプ場

(2) 警備範囲

警備範囲は、警備対象全ての設備及び敷地とする。

2 警備方針

警備範囲内における火災、盗難、その他の事故を未然に防止するとともに、万一事故 発生の際は迅速かつ的確に処置するとともに、損害を最小限に防止し、万全の警備を期 し、以ってキャンプ場の円滑なる運営に寄与する。

3 警備内容

警備についての業務は、次のとおりとする。

- (1) 盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
- (2) 不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
- (3) 各出入口、管理棟並びに倉庫、薪保管庫、炊飯場、便所、テント、水銀灯、放送設備、広場、駐車場、水道等の異常の有無の確認
- (4) 各消火設備の確認
- (5) 受水槽設備の異常点検
- (6) 火災発見と初期消火
- (7) 事故発生時における消防署、警察署並びに公益財団法人鹿児島市公園公社の関係者 への通報連絡
- (8) 定時巡回(4回)18時、21時、23時、6時
- (9) 以上のほか、公益財団法人鹿児島市公園公社が指示する事項

4 警備報告

- (1) 警備日報(毎日、警備終了時に提出)
- (2) 事故報告(事故発生時の都度)
- (3) 委託業務処理実績報告書(9月5日まで)

5 警備担当者の服装等

警備従事者は、制服、制帽を着用し、次の装具を乙の負担において携帯すること。

- (1) 警棒
- (2) 携帯用消火器
- (3) 懐中電灯
- (4) その他必要と認められるもの

6 警備期間及び警備時間、警備人員等

警備期間は、令和3年7月20日午後5時から令和3年9月1日午前8時までとする。 警備時間は、午後5時より翌日午前8時までとし、常駐警備員は1名とする。

また、警備開始並びに終了時はその都度、公益財団法人鹿児島市公園公社に報告しなければならない。

7 協定事項

- (1) 電話及び待機室の使用について
- (2) 事故発生時の緊急連絡先について
- (3) 点検箇所及び巡回経路について
- (4) その他必要事項について